

大崎市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染拡大等における肥料価格高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の使用量低減に向けて取組む取組実施者に対し、大崎市肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）、宮城県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取組実施者 国実施要領第3に定める取組実施者（農業者の組織する団体等）をいう。
- (2) 参加農業者 国実施要領第3の1に規定する者をいう。
- (3) 高騰率 農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、農林水産省農産局長が定めるものをいう。
- (4) 国事業 国実施要領第4の3に規定する肥料価格高騰対策事業をいう。
- (5) 秋用肥料費 令和4年6月から令和4年10月までの期間に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料費をいう。
- (6) 春用肥料費 令和4年11月から令和5年5月までの期間に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料費をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、当年の肥料費（令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で、当該期間に参加農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該参加農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。以下同じ。）から前年の肥料費（当年の肥料費を高騰率で除したものを0.9で除した額をいう。）を控除した額とする。

(補助額及び補助率)

第4条 補助額は、市内に住所を有する参加農業者ごと算定するものとし、補助対象経

費に補助率 15%を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 国事業の肥料価格高騰対策事業採択通知書（業務方法書様式第 2 号）の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 7 条 市長は、前条に定める補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助金の変更を伴う補助事業の内容の変更が生じた場合は、第 8 条の規定に基づき、変更承認の手続きを行わなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（変更の承認申請）

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条第 1 号の規定に基づく補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第 3 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国事業の肥料価格高騰対策事業採択通知書（業務方法書様式第 2 号）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更承認通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の提出は、大崎市補助金等交付規則第12条ただし書の規定により省略する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、第6条又は第8条第2項の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第5号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があった場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第6条に定める補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 国実施要領第10の規定により当該補助金の返還措置が講じられたとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定による返還命令は、補助金返還命令書(第6号様式)により通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する